

佐川町地域振興策の取りまとめに向けた取り組み（案）

1 佐川町地域振興策の取りまとめにあたっての考え方

(1) 地域振興策に係る事業の実施期間

原則として新処分場の建設工事に着工する年度（R3年度予定）から概ね10年間とする。

(2) 地域振興策に係る事業の実施内容

- ・地域振興策は、県が直接実施する事業（県実施分）と、県の支援により佐川町が実施する事業（町実施分）によるものとする。
- ・佐川町実施分については、既存の国・県の支援制度を最大限適用した上で、事業の実施にあたり、必要な町負担相当額を、「交付金」として、県から佐川町に交付する。
- ・具体的な事業内容等については、町から提示された要望内容に基づき、県と町とで詳細な検討を進め、取りまとめた後に、県と町との間で協定書を締結する。

2 佐川町地域振興策の取りまとめに向けた今後の取り組み予定

(1) 佐川町地域振興策の取りまとめに向けたスケジュール

	8月	9月	10月	11月
県・町連携会議		①		④
県庁内で協議・検討		②		

(2) (1)に係る取り組み内容

No	取組時期	取組事項	取組内容（予定）
①	R2. 8. 28	第3回県・佐川町連携会議	地域振興策の要望内容（案）を町から県へ提出
②	R2. 9月～11月中旬迄予定	佐川町地域振興策の要望内容について 県庁内で協議・検討	関係各課と協議・検討を行い、取りまとめを行う
③	R2. 10月中・下旬予定	第4回県・佐川町連携会議	県の取りまとめ（案）の内容を町へ提出・検討依頼
④	R2. 11月中・下旬予定	第5回県・佐川町連携会議	佐川町地域振興策の最終取りまとめ